

令和5年度 第1回 吉見町農業委員会総会議事録

招集期日	令和5年4月26日	開催場所	吉見町役場 庁舎3階 中会議室
開閉の日時及び宣告者	令和5年4月26日 同 日	午後 1時25分 午後 2時25分	開会 議長 伊田由夫 閉会
議長	伊田由夫		

委員応招並びに出席状況

農業委員			農地利用最適化推進委員			【農業委員】 定員 10名 出席 10名 欠席 0名 【農地利用最適化推進委員】 定員 8名 出席 6名 欠席 2名
番号	氏名	摘要	番号	氏名	摘要	
1	小林 勇	出席	推1	千代間 功	出席	
2	田島 克美	出席	推2	秋庭 諭	出席	
3	宮澤 義和	出席	推3	笹野 正人	出席	
4	笹野 英三	出席	推4	金子 隆一	出席	
5	大澤 明子	出席	推5	大室 穎三	出席	
6	伊田 由夫	出席	推6	吉田 克之	出席	
7	松本 真一	出席	推7	篠田 邦広	欠席	
8	小宮 一博	出席	推8	赤間 恵美	欠席	
9	福田 實	出席				
10	瀬戸 直行	出席				

出頭者	
事務局	事務局長 関根 正徳 事務局 農地係長 吉澤 和巳（説明） 事務局 柴生田 卓（書記）
説明者	3番 宮澤委員 推5番 大室委員 9番 福田委員
開会 午後 1時25分	事務局長 開会 会長 あいさつ 議長 会議規則により伊田会長が議長となり、出席委員10名、欠席委員0名で会議の成立を宣言する。 なお、推進委員は出席委員6名、欠席委員2名。
議事録署名人の指名	議長 議事録署名人に、7番 松本委員、8番 小宮委員を指名する。
協議事項 午後 1時30分	事務局 農地法改正に伴う下限面積要件の廃止についてを朗読する。 これまで通り、農地法3条申請時の申請人の立ち合いは不要としたい。 9番 福田委員 全く農業をやっていない人の場合は、どう判断するか。農作業への年間従事日数は見込みでもいいのか。全くの未経験者でもいいのか。 事務局 農地が適切に管理され、農地法3条の許可基準を満たしていれば問題ありません。 1番 小林委員 農作業への年間従事日数150日は、兼業でも今後やるからという理由ができるのか。 事務局 農地法3条の許可基準を満たしていれば兼業でも可能です。 個別の案件については、農業会議に確認をして対応します。

	8番 小宮委員	下限撤廃はいつからか、農業委員会で下限撤廃について承認する必要はあるのか。
	事務局	撤廃は令和5年4月1日からです。法律なので農業委員会の承認は必要ありません。
	議長	質疑が終わりましたので採決を行います。 原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。
議案上程	議長	第1号から第4号議案を上程することを諮り異議なく承認され上程する。
議案朗読説明 午後 1時40分	事務局	<p>1) 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の承認について議案を朗読する。 第1番の案件については、本格的な就農のため農地を取得したいとする申請です。 第2番の案件については、利用権設定農地の設定をしたいとする申請です。 第3番の案件については、経営規模の拡大のため農地を取得したいとする申請です。 第4番の案件については、経営規模の拡大のため農地を取得したいとする申請です。</p> <p>2) 第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の承認について議案を朗読する。 第1番の案件については、自己用住宅の建築を計画し、適地を探していたところ、申請地を譲り受けられることとなったので、自己用住宅敷地として転用したいとする申請です。</p> <p>3) 第3号議案、農用地利用集積計画の決定について議案を朗読する。 この案件は、令和5年7月1日に農地中間管理事業分の機構転貸利用権設定を行うため、今回臨時で町から利用集積計画の決定を求められたものです。 今回申し出があった農地は計19筆、21,724m²です。 申請の全ての土地が農地中間管理事業であり、農林公社との設定であり、期間が10年となります。 また、告示については令和5年4月27日の予定です。</p> <p>4) 第4号議案、農用地利用集積等促進計画（案）の決定について議案を朗読する。 この案件は、農地中間管理機構が中間管理権を取得した農地を地域の営農者へ集約化し</p>

		て転貸するものです。
地区委員会付託 午後 1時50分	議長	事務局の朗読・説明が終わり、審議を地区委員会へ付託する。
再開 午後 2時00分	議長	再開を宣言し、地区現地確認の報告を求める。 地区的報告 第1号議案2番、3番及び第2号議案1番を東地区、第1号議案1番を南地区、第1号議案4番を北地区の順で報告願います。
	3番 宮澤委員	<p>東地区的案件について報告する。</p> <p>東地区的案件については3件ありますが、4月21日に担当委員4名で現地の確認を行ないました。</p> <p>第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の承認についての2番の案件について、この案件は、譲受人が利用権を設定し農地を譲り受ける申請です。</p> <p>譲受人の耕作地は、適正に管理され取得要件に問題はなく、東地区的担当委員としては問題ないと判断します。</p> <p>第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の承認についての3番の案件について、この案件は、譲受人が経営規模拡大のため、農地を取得するための申請です。</p> <p>譲受人の耕作地は、適正に管理され取得要件に問題はなく、東地区的担当委員としては問題ないと判断します。</p> <p>第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の承認についての1番の案件について、この案件は、自己用住宅の建築のため譲受人が申請時に、住宅を建築するための申請です。</p> <p>関係書類等は添付され、開発許可申請も同時に提出されておりますことから、東地区的担当委員としては問題ないと判断します。</p>
	推5番 大室委員	<p>南地区的案件について報告する。</p> <p>南地区的案件については1件ありますが、4月24日に担当委員4名で現地の確認を行ないました。</p> <p>第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の承認について1番の案件について、この案件は、譲受人が本格的な就農のために農地を取得する申請であり、譲受人の耕作地</p>

		は、適正に管理され、取得要件等に問題はないことから、南地区の担当委員としては問題ないと判断します。
質疑 午後 採決 午後	2時05分	9番 福田委員 北地区の案件について報告する。 北地区の案件については1件であります、4月24日に担当委員4名で現地の確認を行いました。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の承認についての4番の案件について、この案件は、譲受人が経営規模拡大のため、農地を取得するための申請です。 譲受人の耕作地は、適正に管理され取得要件に問題はなく、北地区の担当委員としては問題ないと判断します。
		議長 報告が終わり、質疑を開始する。
		議長 質疑なしと認め採決を開始する。 第1号議案の1番から4番、農地法第3条の規定による許可申請の承認について原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。 第2号議案の1番、農地法第5条の規定による許可申請の承認について原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。 第3号議案、農地利用集積計画の決定について原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。 第4号議案、農用地利用集積等促進計画（案）の決定について原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。

次回現地確認の日程 午後 2時10分	議 長	次回現地確認の日程を確認する。	
		東地区 推2番 秋庭委員	5月24日 午後 5時00分から 東野ふれあいセンター集合
		西地区 推4番 金子委員	5月27日 午前 9時00分から 農協旧西吉見支店集合
		南地区 推6番 吉田委員	5月27日 午前 8時00分から 農協旧南吉見支店集合
		北地区 推8番 赤間委員	5月27日 午後 4時00分から 農協旧北吉見支店集合
報告事項 午後 2時15分	議 長	次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。	
	事務局	1) 市街化区域内農地の転用届出について（報告） ・使用賃借権設定 久保田地内 1筆 252m ² ・所有権移転 東野地内 1筆 1,496m ²	
	議 長	報告が終わり、質疑を開始するが、質疑がないため報告事項を終了する。	
その他 午後 2時20分	その他について、事務局に説明を求める。		
	事務局	その他について、資料に基づき説明する。	
		1) 農業委員会総会予定について 2) 令和4年度農業委員会クラブ費収支決算・監査報告について	
	議 長	その他が終わり、質疑を開始する。	
	議 長	質疑なしと認める。	

閉会 午後 2時25分	議長 次回開催予定 令和5年5月29日（月）午後1時30分開始を確認して閉会する。
その他特に重要と認める事項	

上記会議の顛末の記載は相違ないので、これを証するためここに署名する。

令和5年5月29日

議長 伊田由天 
 署名委員 松本眞一 
 署名委員 小宮一博 